

# 株 式 取 扱 規 則

平成24年 4 月 1 日改正

全 日 本 空 輸 株 式 会 社

# 株 式 取 扱 規 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条（目的） 本会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、定款第13条の規定に基づき本規則によるほか、法令、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法、株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めによる。

② 本規則は取締役会の決議をもって変更することができる。

第 2 条（株主名簿管理人、同事務取扱場所） 本会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第 2 章 株主名簿の記録等

第 3 条（株主名簿への記録） 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等の機構からの通知により行う。但し、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）によっては株主名簿記載事項の変更は行わない。

② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項に係る届出） 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第5条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出） 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名または名称および住所もしくは通知を受けるべき場所を機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

第6条（共有株主の代表者） 株式を共有する株主はその代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（法人株主の代表者） 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより自己の口座を開設している証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第8条（機構経由の確認方法） 本会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

### 第3章 株主権行使の手続き

第9条（少数株主権等） 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を行行使するにあたっては、第4章および第5章に定める場合を除き、本会社に対し署名または記名押印した書面に個別株主通知の申出を受付けた証券会社等が発行する受付票を添付して行うものとする。

第10条（代理人による請求等） 本規則による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、株主が署名または記名押印した代理権を証明する書面を提出するものとする。

- ② 本規則による請求、通知または届出を代理人によって行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第11条（株主提案権等の株主の権利の行使方法） 法令に基づき、取締役に対して株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を他の株主に通知することの請求など株主の権利を行使する場合には、書面をもって行うこととする。

- ② 本会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が取締役または監査役選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することができる。

第12条（提訴請求等の方法） 株主は、法令に基づき、電磁的方法により提訴請求を行う場合、以下の当社アドレス宛てに行うこととする。

kansayaku@ana.co.jp

第13条（株主総会における事前質問請求の方法） 法令に基づき、株主総会において質問する事項について予め通知する場合は、書面もしくは電磁的方法により行うこととする。なお、電磁的方法による場合は、以下の本会社アドレス宛てに行うこととする。

kabu@ana.co.jp

第14条（株主総会における不統一行使の方法） 法令に基づき、株主総会において議決権の不統一行使の事前通知をする場合は、書面もしくは電磁的方法により行うこととする。なお、電磁的方法による場合は、以下の本会社アドレス宛てに行うこととする。

kabu@ana.co.jp

## 第4章 単元未満株式の買取

第15条（買取請求の方法） 単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第16条（買取価格の決定） 買取請求株式の買取単価は、前条の買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

第17条（買取代金の支払） 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に前条により決定した1株あたりの買取単価を乗じた額とする。

② 買取代金は、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格を決定した日の翌日から起算して4営業日以内に買取請求者に支払うものとする。

③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

第18条（株式移転の時期） 買取請求にかかる単元未満株式は、前条第2項による買取代金支払のとき、または前条第3項により買取代金について送金方法が指定された場合には送金手続完了日をもって本会社の振替口座に振替えるものとする。

## 第5章 単元未満株式の買増

第19条（買増請求の方法） 単元未満株式を有する株主が、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第20条（自己株式の残高を超える買増請求） 同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第21条（買増請求の効力発生日） 買増請求の効力は、第19条に規定する買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日に生じるものとする。

第22条（買増請求の受付停止期間） 本会社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。

② 前項にかかわらず、本会社において必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第23条（買増価格の決定） 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第24条（買増株式の移転） 買増請求を受けた自己株式は、機構の定めるところにより買増請求をした株主が、証券会社等を通じて買増代金として買増価格を本会社所定の口座に振り込んだことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座に振替えるものとする。

## 第6章 特別口座の特例

第25条（特別口座の特例） 特別口座の加入者の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、本会社と特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第7章 総株主通知等の請求

第26条（本会社による総株主通知の請求） 本会社は、以下に定める場合のほか、正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

1. 本会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。
2. 本会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
3. 本会社が、株主に対し株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
4. 上場廃止、航空法に基づく免許取消しその他本会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずることを避けるために必要があるとき。

第27条（本会社による情報提供請求権の行使） 本会社は、以下に定める場合のほか、正当な理由がある場合には、証券会社等または機構に対して振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

1. 株主等の同意があるとき。
2. 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
3. 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
4. 本会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
5. 上場廃止、航空法に基づく免許取消しその他本会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずることを避けるために必要があるとき。